

最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方 について

(最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会報告書)

2022年9月1日

最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会

目次

I. 日本経済の状況	2
II. 最低税率課税制度の議論状況と課題	3
1. 最低税率課税制度の概要	3
(最低税率課税制度)	4
2. 最低税率課税制度の国内法化で想定される論点と基本的な考え方	4
III. 我が国のCFC税制の現状と見直しの必要性.....	7
1. 我が国のCFC税制の概要	7
2. 我が国のCFC税制の改正の経緯	8
3. CFC税制見直しの必要性	9
IV. CFC税制の論点と今後の対応	11
1. CFC税制の見直しに向けた対応方針	11
2. 具体的な見直し項目	11
(外国関係会社の絞り込み)	12
(経済活動基準の廃止又は大幅な簡素化)	13
(最低税率課税制度の実務の利活用)	15
(CFC税制における合算時期の見直し)	15
3. 最低税率課税制度が適用されない企業の取り扱い	16
4. 上記以外の課題	16
5. まとめ	16
委員名簿	18
開催実績	19

I. 日本経済の状況

我が国の経済構造は、人口や国内市場が縮小する中で、国内を中心に研究開発や製造を行う「貿易立国」から、アジアなど成長著しい海外市場を獲得するための海外投資（現地法人の新設、海外企業の買収）からの収益に立脚する「投資立国」化が急速に進行¹している。

日本企業が海外成長市場で獲得した収益は、従業員・株主への分配のみならず、国内での基礎的な研究開発投資をはじめとする成長投資等に活用され経済の好循環につながることを期待される。

また、知的財産権など使用料に係る受取額は、2010年代以降増加し、直近でも上昇傾向であり、配当のみならず知的財産権などの使用料によって国内への資金還流を行っている傾向がみられる²。

他方、経済のデジタル化が加速する中、日本企業は諸外国企業との激化する競争に直面しており、価格競争力や商品開発力に課題があると指摘される。課題の克服に向けて、現地企業との協業・M&A等による海外事業形態の多様化や、外国子会社の売却や清算など機動的なポートフォリオ転換を実施してきている。このような状況を踏まえて、税制面からも、日本企業と外国企業との公正な競争条件を確保し、円滑な海外事業活動を支えていくことが必要である。

近年における我が国の国際課税制度における主要な改正として、平成21年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入と平成29年度の外国子会社合算税制（以下、「CFC税制」という。）の強化が挙げられる。前者は、配当政策に対する税制の中立性の観点や、それ以前の間接外国税額控除制度についての実務的な煩雑さを簡素化する観点等を踏まえた改正である。この改正によって、日本企業が進出先国に子会社を設立した場合、当該子会社から親会社への配当については、我が国ではその95%が非課税とされ、子会社の稼得した所得は当該進出先国の税制のみによって課税されるという意味で、部分的なテリトリアル課税と同様の効果を持ち、当該進出先国における外国企業との間で中立的な競争条件が確保されることとなった。本研究会において目指す国際課税の姿の基礎となるものであり、産業界からのニーズも踏まえた重要な改正であったと評価できる。また、後者は、日本から事業及び資産が不当に移転することを防止するという意味において一定の意義があると考えられる。

¹ 近年は、第一次所得収支（配当、証券投資収益等）が我が国の経常収支の黒字化に大きく貢献している。2019年では、経常収支黒字約20兆円に対して、所得収支が約20.1兆円を占める。（経済産業省、「令和2年版 通商白書」、2020年7月7日、P.282 第II-2-3-16 図 経常収支の内訳）

² 2022年6月17日開催第1回「最低税率課税制度及び外国子会社合算税制のあり方に関する研究会」事務局資料 3頁

本研究会においては、2021年10月に国際的に合意された最低税率課税制度（ピラー2）について、米国、英国、EU等での検討が行われている状況も踏まえつつ、我が国における円滑な制度導入に向けた今後の論点を確認するとともに、海外展開する日本企業に過度な負担がないよう、既存のCFC税制との関係整理及び簡素化のあり方を検討した。

Ⅱ. 最低税率課税制度の議論状況と課題

1. 最低税率課税制度の概要

近年、経済のデジタル化が進展する中で、市場国に物理的拠点（PE: Permanent Establishment）³を置かずにビジネスを行う企業が増加することにより、現在の国際課税原則⁴では、市場国で課税が行えないという問題が顕在化してきた。また、低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きがあり、法人税の継続的な引き下げにより各国の法人税収基盤の弱体化、及び、税制面において企業間の公平な競争条件を阻害するという問題も顕在化している。

このような経済のデジタル化に伴う国際課税上の問題について、OECDにおいては、いわゆるBEPSプロジェクトにおける2015年10月に発表された最終報告書の行動1において、法人課税について2020年まで作業を継続することとされていた。

その後、OECD/G20のBEPS包摂的枠組みにおいて議論が進められた結果、2021年10月8日、2つの柱による解決策が最終合意された。2つの柱は、市場国への新たな課税権の配分制度である第1の柱と、全世界的な最低税率課税制度である第2の柱から構成される。

第2の柱は、各国国内法に基づくGLOBE（Global Anti-Base Erosion）ルール（以下、「最低税率課税制度」という。）と条約に基づくSTTR（Subject to Tax Rule）から構成される。このうち、制度の中心となるのはGLOBEルールである。GLOBEルールは、所得合算ルール（IIR: Income Inclusion Rule。以下、「IIR」という。）と軽課税所得ルール（UTPR: Undertaxed Profit Rule。以下、「UTPR」という。）から構成される。

GLOBEルールは、年間総収入額が7.5億ユーロ（約1,000億円）以上の多国籍企業を課税対象とする。次に、多国籍企業グループの子会社等所在地国毎に、実効税率が

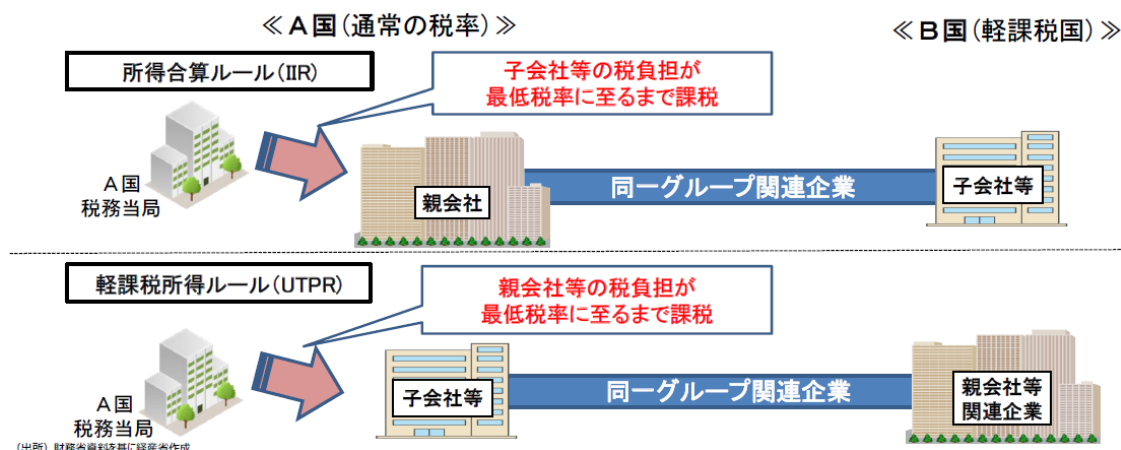
³ ここにいうPEとは、我が国においては、法人税法の規定による恒久的施設（法人税法第2条第12項の19）を意味する。

⁴ 具体的には、①PEなければ課税なし、②独立企業原則に基づく利益配分ルールを指す。①は、外国企業の事業所得については、PEがある場合のみ課税できるという原則である。②は、多国籍企業グループ間の国際的な取引について、その取引価格を、独立した企業同士であれば成立していたであろう「独立企業間価格」で取引が行われたものとみなして、各企業グループの所得を計算する原則で、多国籍企業の課税利益を各国間で配分する機能を持つ。

(https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202012/202012d.html 参照)

最低税率である15%を下回るか算定し、15%を下回る場合には、その税率差を算出する。また、G10BE純所得から一定の有形資産簿価と一定の支払い給与の5%⁵を除外した残額を算出し、税率差及び当該残額に基づき計算した税額を最終親会社等の所在地国において最終親会社等に上乗せ課税をする。

(最低税率課税制度)



最終合意では、最低税率課税制度の導入は各国の任意とされているが、仮に導入をする場合には、2022年に各国国内法改正、IIRは2023年、UTPRは2024年からの実施が目標とされている。これを受け、我が国においても令和5年度改正以降の税制改正を予定している。

2021年12月20日にはIIRとUTPRに関するモデルルール（以下、「本件モデルルール」という。）が公表され⁶、2022年3月14日に本件モデルルールに関するコメントリーが公表された⁷。

2. 最低税率課税制度の国内法化で想定される論点と基本的な考え方

令和5年度税制改正以降に最低税率課税制度を国内法化するにあたっては、海外進出をする日本企業の過度な負担とならないようにすることと、日本企業と海外企業との間の公正な競争環境を確保し、これにより日本企業の円滑な海外事業活動を支えていくことが、基本的な視座となる。

⁵ 有形資産簿価については、導入時は8%とし、当初5年間は0.2%、その後5年間は0.4%の割合で逡減する。支払給与については、導入時は10%とし、当初5年間は0.2%、その後5年間は0.8%の割合で逡減する。

⁶ <https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.pdf>

⁷ <https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two-commentary.pdf>

これを実現するため、本研究会においては、最低税率課税制度に関する国際議論における制度設計や諸外国の国内法制化の動きを踏まえた配慮が必要であることを確認した上で、以下の論点（簡素化、明確化、時期）と基本的な考え方が確認された。

第1の論点は、制度の簡素化である。例えば、2020年10月に発表された最低税率課税制度に関するブループリントにおいては、4つの簡素化案が示されていた⁸。他方で、2021年12月に公表された本件モデルルールにおいては具体的な簡素化の手段は示されておらず、具体的な簡素化案は、GloBEルールに係る実施枠組みにおいてこれから検討されることが述べられているにとどまる。このようなGloBEルールの簡素化案に関する基本的な考え方としては、GloBEルールに係る実施枠組みにおいて国際的に合意されることを前提として、最低税率課税制度のブループリントで提示された4つの簡素化オプションを、我が国の国内法においても全て恒久的措置として確実に採用することが望ましい。その中でも、最も簡素化に資するのはホワイトリストであるという意見や、既存情報を利活用できるCbCRセーフハーバーが有用なのではないかという意見があった⁹。

加えて、GloBE情報申告書の提出に係る最終親会社方式の徹底も簡素化に資すると考えられる。本件モデルルールにおいては、各子会社所在地国が最終親会社など所在地国と適格当局間協定を締結している場合には、当該最終親会社がGloBE情報申告書を提出すれば、各子会社に提出義務はない¹⁰。このような最終親会社方式を徹底するための基本的な考え方としては、適格当局間協定の締結を日本国においても積極的に進めるべきである。

さらに、適格国内ミニマム課税（QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax。以下、「QDMTT」という。）の国内法化についても挙げられる。QDMTTとは、国内法において規定された最低税率課税による税額であり、かつ、一定の要件を満たすものをいう¹¹。QDMTTを日本においても導入するこ

⁸ ブループリントで示された簡素化オプションは、以下の4つの案である。

①CbCRセーフハーバー：CbCRに基づき計算された国・地域の実効税率が一定の閾値を超えている場合には、その国・地域の実効税率計算を不要とするものである。

②デミニマス利益除外：多国籍企業グループの税引前当期純利益の一定割合を下回るような国・地域をGloBEルールにおける実効税率計算を不要とするものである。

③複数年度計算：複数年度で国・地域の実効税率を計算し、その実効税率が一定の閾値を超えた国・地域に関しては、以後3から5年間、実効税率の計算を求めないというものである。

④事務運営ガイダンス（ホワイトリスト）：GloBEの課税ベースと重要な乖離がなく、税率が十分高い国を特定しこれをガイダンスとして公表。その上で、多国籍企業グループは、この国・地域については、税務当局からの求めがない限り実効税率の計算が求められないというものである。

⁹ 国際的な議論次第ではあるが、QDMTTが導入された国・地域におけるGloBEルールで定められたGloBE情報申告書の作成・提出を不要とする、QDMTTセーフハーバーも有用なのではないかという意見があった。

¹⁰ 本件モデルルール Article 8.1.1 及び 8.1.2 参照。なお適格当局間協定とは、権限ある当局により二国間あるいは多国間で締結される合意・協定をいい、年次GloBE情報申告書の自動交換について規定しているものをいう（Article 10.1.1 参照）。

¹¹ 本件モデルルールにおけるQDMTTの定義は、国内法において規定された最低税率課税による税額

とを選択するべきかについては、国内法化における論点であり、企業の実務負担に配慮する必要がある¹²。

第2の論点は、制度の明確化である。本件モデルルールや同コメントリーにおいてGloBEルールは徐々に制度の全体が明らかになりつつある。他方で、本件モデルルールや同コメントリーにおいても明らかではない部分がある¹³。そのため、このような不明瞭な部分に関する基本的な考え方としては、可能な限り明確化¹⁴を行うべきである。

諸外国で立法される各国のQDMTTと本邦税制（例えば、CFC税制が挙げられる。）との関係性も、明確化する必要がある。現在明らかとなっている本件モデルルールの下では、諸外国におけるQDMTTと本邦税制の適用順位が明確ではないため、今後明らかにしていく必要がある。その中で、諸外国で支払ったQDMTTについてCFC課税との二重課税は排除されることも国内法化の中で明確化すべきである。

加えて、ETR¹⁵計算における各種税額の取り扱いについても、可能な限り明確化を行うべきである。例えば、以下のような場合の取り扱いが問題となり得る。すなわち、我が国のCFC税制において、親会社が欠損である場合において、当該親会社の外国関係会社の所得が当該親会社に合算される場合、当該親会社の欠損金額は、合算される外国関係会社の所得の分だけ減少する。このような場合に、当該減少した欠損金額に相当する税金費用に関する取り扱いについて、本件モデルルール及び同コメントリーにおいては明確ではない¹⁶。また、PE所得に係る税額及びその配賦に関しても、遅くとも国内法制化の段階では明確化が必要との意見があった¹⁷。

さらに、軽課税国にある親会社などの税負担が最低税率（15%）に至るまで子会社などの国で課税するUTPRの国内法化についても、諸外国の動向を踏まえつつ、検討を進めるべきである¹⁸。

であり、かつ、(a)GloBEルール（GloBE Rules）と同等の方法により構成会社（Constituent Entity）の超過収益（Excess Profit）が決まるもの、(b)当該国の会計年度（Fiscal Year）における構成会社の国内超過収益（Excess Profit）に係る租税債務を最低税率まで引き上げる仕組みであること
(c)当該国がGloBEルールによる便益を提供するものでない前提下において、GloBEルールおよびコメントリーの規定と同様の結果をもたらす形で導入・運用されるものであること、という要件を充足するものをいう。なお、超過収益（Excess Profit）については脚注47で補足する。

¹² 例えば、QDMTTの国内法対応のために要する実務負担や、QDMTTを国内法化しないことにより諸外国でUTPRの対象となる場合に生じる実務負担などを考慮に入れるべきという意見があった。

¹³ ETRの計算方法（計算要素の調整方法を含む）、本件モデルルールに関するコメントリーの日本法上の位置付けを明確化するべきとの意見があった。

¹⁴ 明確化の方法として、通達、QA、及び事務運営指針が作成されることが期待されるという意見があった。また、それぞれについて企業の意見を反映する機会が必要との意見があった。

¹⁵ ETR(Effective Tax Rate)とは、実効税率を意味する。最低税率課税制度において、国毎に計算される。

¹⁶ 我が国の地方税の取り扱いを明確化するべきという意見があった。

¹⁷ また、本件モデルルール上、原則として財務諸表に記載する税額を用いて、CFC及びPE所得に対応する税額の配賦を行うとしているが、財務諸表における税金の勘定科目に内訳がないため、どのように、CFC及びPE所得に対応する税額を特定すべきか明確ではないとの意見があった。

¹⁸ UTPRの課税方法に関しては、損金算入否認方式とするべきという意見があった。

第3の論点は、時期に関することである。国際的に合意された全ての簡素化オプションを導入することを前提としつつ、日本企業の競争相手先である外国企業の居住地国¹⁹における導入時期を適切に考慮した上で、早期に国内法化を行う必要がある²⁰。その上で、最低税率課税制度の国内法の施行時期については、日本企業の海外市場における国際競争力の維持及び向上と最低税率課税の開始を両立させるため、日本企業の実務対応に係る準備や、競争相手先である外国企業の居住地国における導入時期を適切に考慮して検討する必要がある。さらに、G l o B Eルールに基づき発生するトップアップ税額の申告納税時期も論点となる。本件モデルルールにおいては、G l o B E情報申告書 (G l o B E I n f o r m a t i o n R e t u r n) に関する提出期限などの記載はあるが²¹、G l o B Eルールに基づき発生するトップアップ税額の納税申告時期は不明確である。そのため、このようなG l o B Eルールに基づくトップアップ税額の申告納税時期に関する基本的な考え方としては、情報申告をしていないのに納税をするようなことが無いように、少なくともG l o B E情報申告書の提出期限よりも遅い時期にするべきである²²。

第4の論点は、諸外国のQDMTTに関することである。今後、諸外国においてQDMTTが導入されることが想定される中で、諸外国のQDMTTの導入動向を注視する必要がある。その上で、諸外国で導入されたQDMTTの制度設計について、2つ目の論点で述べた、本邦CFC税制と諸外国のQDMTTの適用関係や外税控除の扱い、諸外国のQDMTTがそれぞれG l o B Eルール上、適格 (Q u a l i f i e d) なものであるかという点、適格性がどのように決定されるかという点について、注視する必要がある。さらに、諸外国のQDMTTの適用にあたり、G l o B Eルールに基づき提出するG l o B E情報申告書と重複する形で、諸外国独自の情報申告が求められることがないように注視する必要がある。

Ⅲ. 我が国のCFC税制の現状と見直しの必要性

1. 我が国のCFC税制の概要

我が国のCFC税制は、日本企業などが、実質的活動を伴わない外国子会社などを利用するなどにより、我が国における税負担を軽減・回避する行為に対処するため、外国子会

¹⁹ 「外国企業の居住地国」は、米国、欧州各国のみならずアジアの各国も含まれるという意見があった。

²⁰ 通常の国内法の改正は、3月決算の会社から適用されるが、諸外国と足並みをそろえるのであれば、12月決算の会社から適用される場合もあり得るのではないかという意見があった。また、制度の対応にはIT投資が必要となる可能性があるため、当該IT投資のリードタイムも踏まえて、導入時期を明確化するべきであるという意見があった。

²¹ Article 8.1 Filing obligation 参照

²² トップアップ税額の納税申告時期と合わせて、会計上、トップアップ税額を計上する時期についても企業が実務上、日本企業が採用している各会計基準において対応可能な形で明確化するべきであるという意見があった。

社などがペーパーカンパニーなどである場合又は経済活動基準²³のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社などの所得に相当する金額について、日本企業の所得とみなして、それを合算して課税する制度である。

また、外国子会社などが経済活動基準を全て満たす場合であっても、実質的活動のない事業から得られる所得（いわゆる受動的所得²⁴）については、日本企業などの所得とみなし、それを合算して課税する制度も含まれる。

ただし、企業の事務負担に配慮をして、外国子会社などの租税負担割合が一定以上の場合²⁵には、本税制の適用は免除される²⁶。

2. 我が国のCFC税制の改正の経緯

我が国のCFC税制の主な変遷は以下の通りである²⁷。

改正年度	主な改正の内容
昭和53年度	CFC税制制度の創設（軽課税国指定制度 ²⁸ ）
平成4年度	軽課税国指定制度を廃止し、外国子会社の租税負担割合により合算対象を判定するアプローチ ²⁹ へ移行
平成21年度	外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴う制度趣旨の変更 ³⁰
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・合算対象を判定する租税負担割合（以下、「トリガー税率」）を25%以下から20%以下に変更 ・一定の事業持株会社及び物流統括会社が合算課税の対象とならないよう適用除外基準の見直し

²³ 経済活動基準とは、①事業基準（主たる事業が株式の保有など、一定の事業でないこと）、②実体基準（本店所在地国に主たる事業に必要な事務所などを有すること）、③管理支配基準（本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること）、④業種により、(1)所在地国基準（主として本店所在地国で主たる事業を行っていること）、(2)非関連者基準（主として関連社以外の者と取引を行っていること）の各基準から構成される。

²⁴ 受動的所得とは、配当など、利子など、有価証券の貸付対価、有価証券の譲渡損益、デリバティブ取引損益、外国為替損益、その他の金融所得、保険所得、固定資産の貸付対価、無形資産などの使用料、無形資産などの譲渡損益などで構成される。

²⁵ ペーパーカンパニーなどは30%、それ以外の外国子会社などは20%以上

²⁶ 以上、CFC税制制度の概要については、財務省ホームページ記載の外国子会社合算税制の概要

（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/175.htm）を基に経済産業省が作成

²⁷ 本文中の表は、2016年10月14日開催の第4回税制調査会における、[総4-1]財務省説明資料（国際課税2）1/2（https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20161014_28zen4kai2_2.pdf）6頁の表及び、平成29年税制改正の解説

（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11344177/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0651-0778.pdf）659頁の表を基に経済産業省作成

²⁸（当時）大蔵大臣が合算対象子会社の所在地国を指定し告示する制度

²⁹ いわゆるトリガー税率25%以下であるかどうかで判定

³⁰ 外国子会社に留保された所得を合算する制度（課税繰延防止）から外国子会社で発生した所得を合算する制度（租税回避を発生時に抑止）へと制度の位置付けを変更

	・資産性所得の合算課税制度 ³¹ の創設
平成27年度	トリガー税率を20%以下から20%未満に変更
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・トリガー税率の廃止及び適用免除基準の創設 ・ペーパーカンパニーなどの所得は、原則会社単位で合算 ・実質支配基準の導入と持株割合の計算方法の見直し ・事業基準・所在地国基準の判定方法の見直し ・受動的所得の対象範囲の設定
令和元年度	ペーパーカンパニー特例の創設（一定の持株会社等をペーパーカンパニーの範囲から除外）等

3. CFC税制見直しの必要性

最低税率課税制度とCFC税制それぞれの制度趣旨は異なる一方で、両制度は、外国子会社の課税後になお追加的な課税が必要な部分に対して、親会社の本国にて課税を行うという点では共通する部分がある。

このような前提のもと、最低税率課税制度の導入が日本企業への過度な負担とならないよう、両制度の関係整理を行うとともに、CFC税制の簡素化を進める必要がある。

また、最低税率課税の導入により、世界のどこにどのような形態で事業を展開したとしても、最低限、一定水準までの税負担が確保され、軽課税国への事業及び資産の移転にかかる誘因が低下し、CFC税制における租税回避の防止という目的も一定程度達せられると考えられる。この点からも、CFC税制を簡素化する余地があると考えられる。さらに、これらを考える際には、現行CFC税制の運用により生じている課題³²を踏まえると、CFC税制を適正化する必要性があると考えられる。

上記の観点を踏まえ、我が国のCFC税制の見直しに向けた課題は、以下の4点にまとめられる³³。

第1点は、最低税率課税制度とCFC税制が併存することによる、親会社の外国子会社管理及び両制度のコンプライアンス対応のための負担軽減である。最低税率課税制度は国際的に合意された制度であり、導入にあたっては共通のルール（いわゆるコモンアプローチ³⁴）として導入することが合意されている。そのため、共通のルールとして定義される最

³¹ 適用除外基準を満たすことにより会社単位の合算課税制度の対象外となる特定外国子会社等であっても、資産運用的な所得（ポートフォリオ投資に係る配当、利子、特許権などの使用料、船舶・航空機リース使用料など）については合算する制度

³² 例えば、租税負担割合の計算や合算がないことの確認に要する別表作成等の事務負担が重いといった意見や、経済活動基準が経済活動の実体に即していないといった意見があった。

³³ なお、海外企業を買収する際のCFC税制のあり方、CFC税制全体において合算されるべき配当の判定方法などの考え方については今後の継続検討課題である。

³⁴ コモンアプローチとは、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み会合のメンバーは、最低税率課税制度の導入を求められる訳ではないが、仮に導入する場合は、同枠組みによって合意の上、提供されるモデルルールやガイダンスに沿った形で導入する必要がある、他の同枠組みメンバーが導入する最低税率課税制度の適用及びセーフハーバーの適用などを受け入れることを意味する「Statement on a Two-Pillar

低税率課税制度を日本独自で簡素な制度にすることは困難である。従って、親会社に対する外国子会社管理及び最低税率課税制度分のコンプライアンス対応から生じる負担が過度にならないようにするには、CFC税制を抜本的に簡素化する必要がある。CFC税制は、平成29年度改正により税制の対象となり得る子会社数が増加したという意見もある。このような意見も踏まえ、特にCFC税制による合算対象とならないことを確認するための作業を極力削減する方向で見直すことが必要である。

第2点は、現行CFC税制の運用により生じている課題解決に向けた適正化である。現行CFC税制では、各経済活動基準が企業のビジネス実体の変化に即しておらず、判定に係る事務負担も煩雑という指摘がある。このような中で、最低税率課税制度の導入により、外国子会社の超過収益に対して15%までの税負担が確保され軽減税率国への利益移転を防止する新たな環境が整備されることや、最低税率課税制度の導入により外国子会社に対する新たな管理負担が必要となる。このような事務負担の一層の増加を見据えて、既存のCFC税制の運用により生じている課題も踏まえた見直しを行う必要がある³⁵。

第3点は、最低税率課税制度とCFC税制の制度が併存することにより、外国子会社から両制度ごとに異なる情報を収集することになる負担への対応である。例えば、最低税率課税制度は、実効税率を計算し、CFC税制では租税負担割合を計算する。両者は計算の外観は似ているが、計算をする目的が異なるのでそれぞれの計算要素は異なる。このように、最低税率課税制度とCFC税制が併存する状況では、それぞれの制度について、それぞれの目的に基づいて計算及び子会社から情報収集を行う必要があり、企業の実務負担は増加する。最低税率課税制度が国際的な合意であり、共通のルールであるために変更することが難しい点を踏まえると、両制度が大きく異なることにより生じる実務負担を軽減することは、CFC税制において見直す必要がある。

第4点は、外国関係会社の所得を内国法人の所得として合算する時期である。現状の規定では、外国関係会社の「事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度」³⁶において合算されることになっている。このような状況の下では、内国法人の事業年度終了の日が3月末日であり、外国関係会社の事業年度終了の日が12月末日の場合、当該外国関係会社の所得について、極めて短期間で当該内国法人の法人税申告の中で取り込んでいく必要がでてくる。このように短期間での作業が要求される現行の

Solution to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy」

(<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>)

³⁵ この点については、「租税回避」の定義が明らかにならなければ、企業にとって納得感のある制度にならないという意見や、例えば非関連者基準では、従業員を数百人雇用し、物流やマーケティングの事業を行う等、現地で能動的な活動があるにも関わらず、当該基準を充足せず、当該外国子会社の所得の全てが合算される場合があるとの意見があった。さらに、非関連者基準におけるいわゆる物流統括会社特例の要件については「発行済株式及び議決権の25%以上の被統括会社2社以上」を検証対象が直接保有しているという条件によって満たせない事例があり、本来の制度趣旨を踏まえた見直しの余地があるのではないかと意見があった。

³⁶ 租税特別措置法66条の6第1項柱書

制度は、実務負担や税務リスクを増加させるものでありCFC税制において見直す必要がある。

IV. CFC税制の論点と今後の対応

1. CFC税制の見直しに向けた対応方針

上記の4つの課題に対応するために、CFC税制の見直しを求めるに当たっては以下の方針で対応すべきである。

まず、第1の課題について、CFC税制を簡素化することで対応をするべきである。その際、平成29年度改正において、企業の事務負担に配慮して、外国子会社などの租税負担割合が一定以上の場合には適用免除となっている点（租税特別措置法66条の6第5項1号、2号、租税特別措置法66条の6第10項1号）については、今回の見直しを求める目的が事務負担の更なる軽減である事を踏まえれば、引き続き堅持することが必須である。

第2の課題について、CFC税制を適正化及び簡素化することで、当該実務負担について対応をするべきである。

第3の課題について、最低税率課税制度で使用する計算結果及び子会社から取得する情報について、CFC税制側で使用できるものがないか検討をすることで対応すべきである。

最後に、第4の課題について、短期間での作業が要求される場合があるCFC税制における所得合算の時期については、当該合算時期について所要の見直しをすることで対応をするべきである。

なお、上記4つの課題への対応方針において、最低税率課税制度とCFC税制では、課税ベースが異なる点³⁷、及び、対象企業が異なる³⁸点を加味して検討をするべきであるという意見もあった。

2. 具体的な見直し項目

CFC税制に関する以上の課題及び各課題への対応方針に従い、以下のような方向で見直しを求める必要がある³⁹。

³⁷ 最低税率課税制度の課税ベースは、一定の超過収益であり、CFC税制の課税ベースは一定の通常の所得である点異なるという意見があった。なお、超過収益については脚注47で補足する。

³⁸ 最低税率課税制度の対象となる企業グループは、連結年間総収入金額が7.5億ユーロ以上であり、現行CFC税制の対象となる企業は、全ての内国法人などである点で異なる。既存のCFC税制を見直す場合、対象企業の範囲を検討すべきといった意見もあった。

³⁹ 他方で、特に経済活動基準の廃止などとの関係では、平成29年度改正で大規模に手を入れた中で、今般の令和5年度改正でまたすぐに制度を変えてしまうことについて国民にどう説明するのも考えるべきであり、企業の事務が面倒であるというだけでは理由にならないなど、見直しに慎重な意見もあった。これに対して、平成29年度改正の後に最低税率課税制度が導入されるということになり、それを前提に今回見直しを検討していこうという議論でなかったのかという意見もあった。

C F C 税制に関する課題	課題に対する見直し
最低税率課税制度と C F C 税制が併存することで増加する親会社の外国子会社管理及び両制度のコンプライアンス対応のための負担の増加	外国関係会社の絞り込み
最低税率課税制度により軽課税国への利益移転を防止する新たな環境が整備されること、最低税率課税制度の導入により外国子会社に対する新たな管理負担が生じること、既存の C F C 税制の運用に課題が生じていること	経済活動基準の廃止又は大幅な簡素化
最低税率課税制度と C F C 税制の制度が大きく異なることにより、外国子会社から両制度ごとに異なる情報を収集することになる負担の増加	最低税率課税制度の実務の利活用
短期間での作業が要求される場合がある C F C 税制における所得合算の時期	C F C 税制における合算時期の見直し

(外国関係会社の絞り込み)

平成 29 年度税制改正後に、租税負担割合 20%以上 30%未満の判定対象外国関係会社が増加し、事務負担の増加が一層顕著になったという指摘が企業から多く上がっている⁴⁰。このような中、最低税率課税制度と C F C 税制が併存することで増加する親会社の外国子会社管理及び両制度のコンプライアンス対応のための負担の増加に C F C 税制の簡素化で対応するには、外国関係会社に該当する子会社の数を限定することが考えられる。その方法としては、租税負担割合 30%基準を廃止し、20%基準に一本化すべきとの意見があった。他方で、租税負担割合 20%以上 30%未満の特定外国関係会社にも合算税額が生じている現状があることを踏まえ、諸外国の取組を踏まえ、一定の基準又は一

⁴⁰ 平成 29 年度税制改正後に、個社の実務上の感覚からは、確認を要する外国子会社の数が 50 社から 150 社に増加したという意見や、子会社を多数抱える企業グループにおいては同子会社数が 300 社弱から 1,000 社超に急増した（内、米国子会社は約 600 社）という意見があった。さらに、これらの増加した外国子会社の中で、特に租税負担割合が 20%以上 30%未満である外国関係会社に関する事務負担、具体的には租税負担割合の計算に必要な書類を子会社に要求する事務、子会社から受領した書類の正確性を確認する事務、及び、税務調査で調査官に確認する手間などが大幅に増加したという企業からの意見が多数あった。加えて、租税負担割合が 20%以上 30%未満の特定外国関係会社について、絞り込みに加えて何かしらの事務負担軽減措置が必要ではないかという意見があった。

定の金額を用いた閾値により限定する方法も考えられる⁴¹。このような外国関係会社の絞り込みを通じてCFC税制の簡素化⁴²を実現するべきである。

(経済活動基準の廃止又は大幅な簡素化)

我が国のCFC税制における経済活動基準について、研究会では以下2つの意見があった。第1の意見は、経済活動基準を廃止又は大幅に簡素化すべきであるであるというものである。その理由として、同基準の中の事業基準及び所在地国基準又は非関連者基準については、事業実体を適切に反映できていないような事例⁴³があり、当該判定に係る負担が大き⁴⁴ことが指摘された。その際、租税負担割合の20%基準の維持を前提とすべきである⁴⁵。第2の意見は、経済活動基準を廃止するのであれば、BEP S対応(租税回避への対応)として、「合算対象となる受動的所得の拡充」⁴⁶が必要であるというものである。以下では、第1の意見及び第2の意見、それぞれの内容について述べる。

経済活動基準の廃止・簡素化の必要性についての第1の意見は、下記の通りである。

- ・最低税率課税制度の導入により外国子会社の超過収益⁴⁷に対して15%までの税負担が確保され、軽課税国への利益移転を防止する新たな環境が整備されることから、BEP Sリスクも縮小するので、廃止の必要性は増すとも考え得る。
- ・いわゆるペーパーカンパニー及び事実上のキャッシュボックスなどの特定外国関係会社は、租税回避リスクの高い類型であることから、これまで通りCFC税制によって対応を

41 具体的な基準としては、特定外国関係会社のいわゆる適用免除基準(租税特別措置法66条の6第5項1号)により免除される幅を広げる方法及び税引前当期純利益の額を基準とする方法が考えられるとの意見があった。さらに税引前当期純利益の額を基準とする場合には、各外国関係会社が欠損の場合の扱いについても配慮すべきとの意見があった。また、買収した外国子会社について、日本から移転した所得は観念できないため、外国関係会社の絞り込みのための一定の基準の中で、当該買収された外国子会社を除外していくべきではないかという意見があった。

42 外国関係会社の絞り込み以外の簡素化の方針として、租税負担割合が20%未満の外国関係会社(特定外国関係会社を除く)と、租税負担割合30%未満の特定外国関係会社について、合算される所得金額の有無にかかわらず、各種書類を確定申告書に添付する必要がある(租税特別措置法66条の6第11項、租税特別措置法施行規則22条の11第43項)。このような各種書類を確定申告書に添付するのではなく、保存をしておけば足りるように見直すべきではないか、という意見もあった。

43 事業基準については、対象事業が限定列举されていることにより、現地での活動、事業実体の有無に関わらず、一律に事業基準を満たさないとされる懸念があるという意見があった。

44 この他、米国をはじめとして連結納税グループを導入する法域での判定に際し、実務負担の点から連結納税グループでの判定を許容すべきとの意見もあった。

45 特に事業基準の廃止は優先して検討すべきという意見があった。

46 以下「合算対象となる受動的所得の拡充」、「合算対象となる受動的所得の範囲」及び「合算対象となる受動的所得」の用語の使用にあたっては、従来の受動的所得に含まれない所得(例えば、関連者間の販売や役務提供により生ずる所得のうち、その地で行う経済的合理性がないものなど)も合算対象所得の拡充によって含まれるものとして使用する。

47 超過収益(Excess Profit)の意義について、「Commentary on the GloBE Rules」(OECD, 14/Mar/2022)においては「The Excess Profit for the jurisdiction is the amount remaining after applying a Substance-based Income Exclusion (as determined under Article 5.3) for the jurisdiction.」とされている(Art.5.2.2.para17)

すべきである（すなわち、租税特別措置法66条の6第2項3号について所要の見直しを行い、租税特別措置法66条の6第2項2号については現状のままとする）。これにより、能動的な活動又は能動的な所得若しくは事業上の観点からは租税回避にあたらぬ所得にまで課税されていると思われる現状の問題が改善し、日本企業の海外での公平な競争環境構築に資する面がある。

- ・経済活動基準が廃止され、かつ、CFC税制上の受動的所得と本件モデルルール上定義された受動的所得（Passive Income）が一致する場合には、CFC税制上で受動的所得を合算すれば、同時に本件モデルルール上定義された受動的所得（Passive Income）を抜き出せることになる⁴⁸。このような意味でも、経済活動基準の廃止はCFC税制の簡素化に資するといえる⁴⁹。

これに対して、経済活動基準を廃止するのであれば、「合算対象となる受動的所得の拡充」が必要なのではないかという第2の意見は、下記の通りである。

- ・最低税率課税制度にはカーブアウトの制度がある。このカーブアウトの制度は、最低税率課税制度の課税ベースから、有形資産と支払給与の一定割合を除外する制度である。そのため、最低税率課税制度の導入によって全世界15%で課税できるとしても、これにより、CFC税制における経済活動基準が担ってきた利益移転防止の役割を、最低税率課税制度が適切に代替できるかについては確かではない。

- ・CFC税制における経済活動基準については租税回避否認とBEPS対抗措置の2つの機能があるとの意見がある。経済活動基準を廃止又は大幅な簡素化をする場合についても、各基準が果たす役割にどう応えるのか整理する必要があり、例えば、立法措置として「合算対象となる受動的所得」を個別にリストアップしていくことが必要である。

- ・経済活動基準を廃止して「合算対象となる受動的所得」を個別にピックアップする立法措置がされた場合には、当該「合算対象となる受動的所得」をピックアップする必要ができてしまい、その事務作業が大変になるのではないかと。事務負担が増加することは防止すべきである⁵⁰。

- ・BEPS行動3では、CFC税制について、定性的に何がCFCを使った自国の課税ベースを侵食するリスクがあるものなのかという観点から検証が行われたことを踏まえた以下のような意見があった。すなわち、「ブラック」な類型としてペーパーカンパニーなどが

⁴⁸ 本文で仮定を置いたCFC税制における受動的所得の範囲と、本件モデルルール上定義された受動的所得（Passive Income）の範囲が異なる場合には、CFC税制で会社単位の合算をした後、本件モデルルール上定義された受動的所得（Passive Income）を抜き出す作業も、CFC税制で受動的所得のみ合算した後、本件モデルルール上定義された受動的所得（Passive Income）を抜き出す作業も、どちらも一定の事務負担があるという考え方もあり得る。

⁴⁹ CFC税制について、租税回避否認（適正所得課税）の機能の側面と、BEPS対抗措置の機能側面があり、BEPS対抗措置の機能は、経済活動基準の内、事業基準及び所在地国基準又は非関連者基準が担っていると考えた場合には、最低税率課税制度の導入により世界中どこでも15%課税されるようになるのであれば、CFC税制に含まれるBEPS対抗措置の機能は大幅に縮小することも考えられるべきであり、その意味でも事業基準及び所在地国基準又は非関連者基準を見直すべきと考えることも可能ではないかという意見もあった。

⁵⁰ あわせて、この視点が抜けてしまうと、（受動的所得の拡充によって）結局、合算対象の所得をピックアップするのが大変ということにもなりかねないとの意見があった。

整理され、「グレー」な類型の判定方法として、各国のベストプラクティスを参考に、インカム・アプローチとエンティティ・アプローチがそれぞれ整理された。これらを組み合わせたハイブリッド・アプローチも認められ、平成29年度改正はこれに沿ったものだった。経済活動基準の廃止といった抜本の見直しを行う場合、CFC税制のこれまでのBEP S 対抗措置としてのアプローチが従来のあり方から乖離してしまうおそれがある。また、経済活動基準を大幅に見直す場合には、合算対象の所得を個別に定義するような形で、「合算対象となる受動的所得の範囲」の見直しも検討する必要性が出てくるのではないか。

以上が、我が国のCFC税制における経済活動基準のあり方について、研究会で示された論点である。今後、本研究会の議論の前提である、最低税率課税制度の実施に向けた世界的合意内容を踏まえて、議論を絞り込み、日本企業の経済活動実体に見合った改正を目指すべきである。

（最低税率課税制度の実務の利活用）

最低税率課税制度とCFC税制の制度が併存することで生じる負担への対応については、最低税率課税制度の実務をCFC税制の中で利活用をするべきである。最低税率課税制度において取得する情報や計算結果をCFC税制の中で利活用することは、CFC税制側で新たな作業を行う必要がなくなるという意味で、両制度が大きく異なることによる実務負担の増加を緩和することに資する。そのため、最低税率課税制度で取得する情報や計算結果をCFC税制の中で利活用するべきであり、具体的にどのような情報や計算結果がCFC税制の中で利活用できるかは今後の検討課題である⁵¹。

（CFC税制における合算時期の見直し）

外国関係会社の所得を内国法人の所得として合算する時期については、例えば、内国法人が3月決算であり、外国関係会社が12月決算の場合のように、内国法人と外国関係会社の決算時期の組み合わせにより、外国関係会社に関するCFC税制の適用関係について、短期間で確認することが必要な場合がある。このような短期間での確認は、実務負担を増加させる。そこで、内国法人の翌年度以降の法人税申告で確認することが認められるように改善をする必要があると考えられ、具体的にどのような合算時期とすべきかは今後の検討課題である。

⁵¹ 最低税率課税制度で取得した情報や計算結果を流用するのであれば、CFC税制の合算時期や合算した金額を確実にGloBE計算上反映させることができるよう法制上配慮するべきであるという意見があった。また、最低税率課税制度導入にあわせて、CFC税制で用いられる概念・定義をグローバル標準にあわせていくという観点では、経済活動基準において活動実体や管理支配の場所を問われる「本店」の定義に関しても、「会社が設立・登記されている法域」ではなく、諸外国では一般的となっている「実質的な管理支配を行う場所」に基づく判定に統一すべきであるという意見もあった。

3. 最低税率課税制度が適用されない企業の取り扱い

最低税率課税制度の適用対象は、年間7.5億ユーロ（約1,000億円）の連結総収入を持つ企業グループが検討されているが、CFC税制にこのような閾値はないため、最低税率課税は当該閾値を満たさない企業には適用されない一方で、CFC税制は適用されるという差異が生じる。

CFC税制の簡素化の前提は、最低税率課税制度の適用によって租税回避行為を行う誘因もまた変化することにあるため、最低税率課税制度が適用されない企業についても簡素化されたCFC税制を適用することが妥当か否かを判断する必要が生じると考えられる。この点、最低税率課税制度が適用される企業と適用外の企業とでは制度を分けるべきではないかという意見があった。他方で、我が国の中小企業において軽課税国の子会社を利用した租税回避を行う実態がどの程度現実に存在するのかといった事実関係を踏まえ、そのような実態が乏しいのであれば、最低税率課税制度が適用されない企業を含め、CFC税制の簡素化を図ることも検討されても良いのではないかという意見もあった。また、CFC税制の安定性や予見性を担保する観点からも、最低税率課税制度が適用されない企業を含めて、簡素化されたCFC税制を適用することを検討する必要があるのではないかという意見があった。

このような観点を踏まえて、最低税率課税制度が適用されない企業の取り扱いについては、今後の検討事項とすべきである。

4. 上記以外の課題

経済活動基準を廃止した場合には、特定外国関係会社を除いて所得単位の合算となることから、受動的所得のあり方を含めて合算範囲の適正化を検討すべきとの意見も挙げられた。

例えば、海外企業グループを買収した後、PMI（Post Merger Integration）において、PMI特例の要件が厳しく、効果的に活用することが難しい。そこで、PMI特例の要件を緩和し、PMIで生じる一定の株式譲渡益がCFC税制で合算されないようにすべきであるという意見があった。

次に、外国関係会社について清算手続に入った場合に生じ得る債務免除益などについては、受動的所得から除外することで、CFC税制の合算対象所得とならないようにすべきであるという意見があった。

最後に、部分対象外国関係会社が受ける剰余金の配当等につき、受動的所得として合算されるものから除かれる要件の1つである、発行済株式等の総数等の割合が25%以上であるか否かの判定においては、企業グループ全体でその割合を判定するように変更すべきであるという意見があった。

5. まとめ

今後、最低税率課税制度の導入が世界中で進むことによって、新しい投資環境や各国間での投資誘致のための競争が出現する可能性がある。このような中であっても、日本企業

が諸外国の多国籍企業グループと世界で競争する際に、競争力を失うことがなく、また我が国も税収が失われることがないように、最低税率課税制度及びC F C税制などの本邦税制について引き続き検討を深めていく必要がある。

委員名簿

(五十音順、敬称略)

<委員> ◎座長

- ・青山 慶二 (千葉商科大学大学院客員教授、21世紀政策研究所 国際租税研究主幹)
- ・菖蒲 静夫 (キャノン株式会社 理事・経理本部 税務担当 上席)
- ・太田 洋 (西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士)
- ・岡村 忠生 (京都大学大学院法学研究科教授)
- ・栗原 正明 (東レ株式会社 理事 (税務) 税務室長)
- ・曾我部 彩 (トヨタ自動車株式会社 経理部 主計室 税務グループ 主幹)
- ・竹中 英道 (ソニーグループ株式会社 グローバル経理センター 税務政策専任部長)
- ・竹本 陽一 (パナソニック ホールディングス株式会社 税務担当 上席主幹 (グループ税務責任者))

◎田近 栄治 (一橋大学名誉教授)

- ・濱田 将史 (株式会社日立製作所 財務統括本部 財務本部 税務統括部 部長)
- ・山岸 哲也 (PwC 税理士法人 国際税務/ディールズタックスグループ パートナー 公認会計士・税理士)
- ・吉田 安宏 (住友商事株式会社 執行役員 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐)
- ・吉村 政穂 (一橋大学大学院法学研究科教授)

<オブザーバー>

○経済団体

- ・一般社団法人日本経済団体連合会
- ・一般社団法人日本貿易会

○関係省庁

- ・財務省主税局参事官室
- ・国税庁調査査察部調査課
- ・金融庁総合政策局総合政策課
- ・経済産業省経済産業政策局企業行動課

(以上)

開催実績

第1回（2022年6月17日）

○テーマ：海外直接投資の現状と課題、本研究会の論点案について

第2回（2022年6月27日）

○テーマ：第1回研究会での主な意見及び論点について

第3回（2022年7月15日）

○テーマ：報告書（案）について